

【邑楽町】  
端末整備・更新計画

|                     | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| ① 児童生徒数             | 1694 人  | 1634 人  | 1597 人  | 1539 人  | 1531 人   |
| ② 予備機を含む<br>整備上限台数  | 1948 台  | 1879 台  | 1837 台  | 1770 台  | 1761 台   |
| ③ 整備台数<br>(予備機除く)   |         | 1879 台  |         |         |          |
| ④ ③のうち<br>基金事業によるもの |         | 1879 台  |         |         |          |
| ⑤ 累積更新率             |         | 100%    |         |         |          |
| ⑥ 予備機整備台数           |         | 245 台   |         |         |          |
| ⑦ ⑥のうち<br>基金事業によるもの |         | 245 台   |         |         |          |
| ⑧ 予備機整備率            |         | 15%     |         |         |          |

(端末の整備・更新計画の考え方)

GIGA スクール構想第 1 期において令和 2 年度に整備した端末について、更新時の児童生徒数を考慮の上で令和 7 年末に更新を行い、令和 8 年より運用を開始する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1888 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 900 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託 : 988 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- 処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 7 年 10 月 処分事業者 選定

令和 7 年 12 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 4 月 使用済端末の事業者への引き渡し